

令和 8 年度

高石中学校いじめ防止基本方針

いじめは、

しない

させない

見逃さない。

令和 8 年度 高石市立高石中学校 学校いじめ防止基本方針

第 1 章 いじめ防止等のための基本方針

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化も見逃さず、迅速に対応することが必要となる。同時に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」との基本的な認識に立つことが必要である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止に努める。また早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
支援教育Ｃｏ、人権教育担当教員 通級担当

(緊急対応時は上記にとどまらない。)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

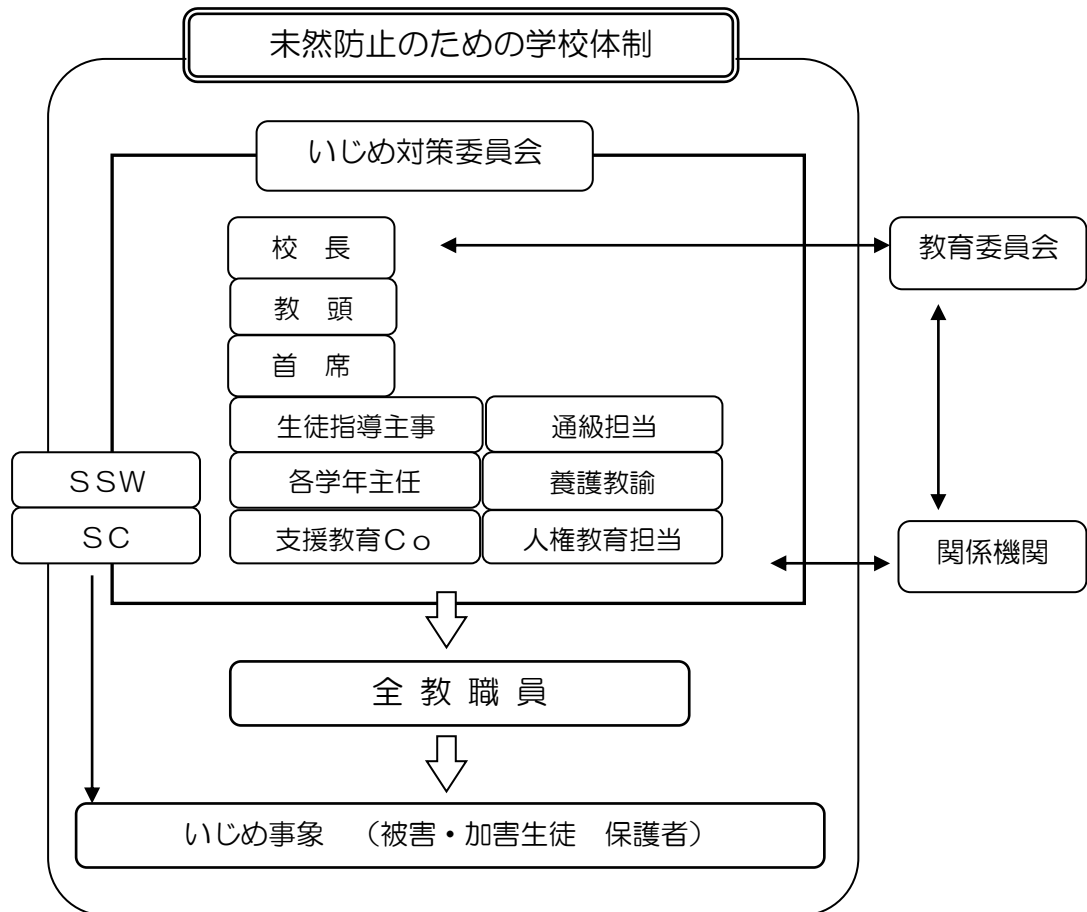
高石中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月 5月 6月 7月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 教育相談期間 学校生活のアンケート クラブ保護者懇談会 社会性尺度調査 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 教育相談期間 学校生活のアンケート クラブ保護者懇談会 社会性尺度調査 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 教育相談期間 学校生活のアンケート クラブ保護者懇談会 修学旅行 社会性尺度調査 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 教育相談週間 PTA実行委員会等での説明 社会性尺度調査の分析 アンケート結果の検証 第2回委員会(進捗確認)
8月9月 10月 11月 12月	学校生活のアンケート 教育相談期間 生徒会によるいじめアンケート実施(前期) 合唱コンクール 文化活動発表会 (生徒会によるいじめ撲滅の取り組み) 体育大会 社会性尺度調査 社会福祉体験(車椅子等) 校外学習 情報教育講話 人権講話 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	学校生活のアンケート 教育相談期間 生徒会によるいじめアンケート実施(前期) 合唱コンクール 文化活動発表会 (生徒会によるいじめ撲滅の取り組み) 体育大会 社会性尺度調査 情報教育講話 人権講話 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	学校生活のアンケート 教育相談期間 生徒会によるいじめアンケート実施(前期) 合唱コンクール 文化活動発表会 (生徒会によるいじめ撲滅の取り組み) 体育大会 社会性尺度調査 情報教育講話 人権講話 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	教育相談週間 第3回委員会(状況報告と取り組みの検証) 各学級仲間作り推進 生徒会によるいじめの取り組みの検証及び成果の発表 社会性尺度調査の分析 教職員間による公開授業研究(わかる授業づくりの推進) アンケート結果の検証
1月 2月 3月	社会性尺度調査 生徒会によるいじめアンケート実施(後期) いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	社会性尺度調査 生徒会によるいじめアンケート実施(後期) いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	社会性尺度調査 生徒会によるいじめアンケート実施(後期) いじめアンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	第4回委員会(状況報告と取り組みの検証) 社会性尺度調査の分析 生徒会によるいじめの取り組みの検証 第5回委員会(年間の取り組みの検証・次年度の検討)

※また、年間を通して、管理職、生徒指導、学年主任などを交え生徒指導部会を行い、問題行動や生徒の様子などの共有を行う。

第2章. いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的にいじめ防止活動を推進する。

1. いじめ防止のための学校体制



2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図る。

- いじめは、「どの学校でもどの生徒にも起こりうる」という認識と危機感を持つ。
- いじめは、「しない・させない・見逃さない」ことを大原則とする。

【教職員】

- いじめは人権侵害であり、かつ刑罰法規に抵触する犯罪行為であることから、絶対に許されないという強い認識を持つ。
- いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- いじめ問題は、学校・家庭・地域社会など、生徒に関わるすべての関係者が一体となって取り組むべき問題である。
- いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であり、組織的に取り組まなければならない。
- 教職員自身の言動で、いじめを誘発・助長、黙認することがないよう細心の注意を払わなければならない。

【生徒一人ひとり】

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。
 - いじめ問題を自分のこととして考え、自らが活動できる集団づくりに努める。
 - いじめは、「いじめられる側にも問題がある」などという、間違った認識を改め正しい見解を理解させる。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるためにも道徳教育・人権教育を充実させていく。
- 特に未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」は、未然に防止しなければならない。
- また、ソーシャルスキルや構成的グループエンカウンターを活用した、コミュニケーション能力の育成のためのエクササイズやトレーニングを積極的に取り入れる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、指導上の注意としては、自尊感情を育てる授業づくりと行事等をうまく使って仲間意識のある集団作りに努める。特に学級や学年・学校行事等で子どもが主体的に取り組む場面を多く作ることで、自己有用感等を高める。
- また、生徒が他者や社会、自然とのかかわりの中で自己と向き合うためにも、福祉体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開する。
- ① 分かりやすく魅力ある授業づくりを進め、「わかる・できる」を実感できるためにも、全ての生徒が主体的に取り組める、ユニバーサルなデザインに基づく授業を展開する。
- ② 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりの基礎として、自己存在感や充実感を感じることのできる居場所づくりを進めていく。
- (4) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳のみならず総合、学活も使用する。そのためにも具体的な事例も考えながら自分自身がその場ではどのような行動をとるべきか、いじめに発展させないためにはどうすべきかを考えさせる。
- (5) 生徒会活動を活性化させ、いじめ防止につながる取り組みを積極的かつ継続的に計画・実施する。学校全体でいじめについて「しない・させない・見逃さない」雰囲気醸造に努める。
- (6) いじめを防止する観点から、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドや資質の向上に努める。

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査・教育相談を実施する。

① 定期的なアンケート

○学校生活（いじめ）アンケート

4月、2学期始め、3学期始め → 1、2学期の教育相談前に実施

7月、12月、3月→各学期後半の個人懇談前に実施 合計6回

○社会性尺度調査 6月、11月、2月 合計3回

特に「学校に来るのが楽しい」の項目の否定的な生徒に留意する。

○生徒会によるいじめアンケート（集計も生徒会）9月 合計1回

②定期的な教育相談（担任による個人面談）

4月・2学期始め(アンケート実施後におこなう)

各学期の最後に、生徒・保護者、担任教諭で面談の実施

③日常の観察として、いじめは大人の目の届きにくいところで巧妙に行われている

ことが多いとの意識を持って生徒と接するようにしなければならない。

休み時間、給食準備、放課後などの雑談時にも生徒の様子に目を配る。

「生徒がいるところには教職員がいる」ことを心がける。

(2) 保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守るために、いじめだけにかかわらず小さな変化に関しても相談しやすい体制として、日ごろから良好な人間関係を築いておかなければならない。また、些細な情報でも丁寧に対応し、担任だけにとどまらず、学年集団、職員集団として情報を共有していく。

① 各学期末保護者懇談会 合計3回

② クラブ懇談会 合計1回

③ PTA 総会、PTA 実行委員会等 合計7・8回

2. 相談窓口

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる相談体制を整備する。

(1) いじめ等の相談窓口の設置については、学校通信、希望(新入生学校案内)に掲載する。

また、学級懇談会・学年懇談会などで、「担任に気軽に相談してください。」という案内や「相談しづらい場合は、学年主任や生徒指導担当にも気軽に相談してください。」と繰り返し案内し、些細なことでも声をかけやすい相談体制を周知する。

(2) 外部からの専門家の活用については、スクールカウンセラーによるカウンセリングの啓発や人権相談窓口、いじめ相談電話窓口など、学校内の掲示板を中心に積極的に紹介する。

第4章 いじめに対する対応

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や各校務分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 生徒や保護者から聞き取りをした内容や、応対した内容については客観的かつ時系列に整理し、記録として保存しておく。
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒に適切な指導を施し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努め、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。事実関係を聴取し、自らの行為の善悪・責任について十分理解させ、反省を促すよう指導を実施する。さらに、いじめた生徒の保護者と連携し協力を求めるとともに、再発防止のためにも継続的な指導や助言等を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。また、可能であればいじめた側の生徒保護者、いじめられた側の生徒保護者、学校教職員が立ち会う中で謝罪を実施する。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署等外部機関と連携して対応する。

6. 重大事態発生時の対処について

重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図する等、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- (1) 事態の認知後、教育委員会に報告を行う。
- (2) 本委員会（SC や SSW など心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加）が調査機関として、事実確認等徹底した調査に努める。
- (3) いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を、教育委員会に迅速に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

第5章 まとめ

いじめを起こさないために

自尊感情・自己有用感を高める日頃からの取組

- ① わかる授業づくり ・ ・ ・ 授業力向上等
- ② 温かい集団づくり ・ ・ ・ 人権教育、道徳教育、教師集団の集団作り等
- ③ 主体的参加 ・ ・ ・ 学級活動、係活動、学年・学校行事等

いじめを早期発見するために

- ① 教職員の資質の向上 ・ ・ ・ いじめの認識や対応力の向上
生徒の行動変化への注視（体調不良、交友関係の変化）
- ② いじめアンケート ・ ・ ・ 各学期数回実施
- ③ 保護者との連携 ・ ・ ・ 家庭の様子の把握、相談窓口の周知

いじめの対応について

担任だけで抱え込まずいじめ対策委員会を中心に組織で当たる

- ① 事実把握 ・ ・ ・ 被害生徒からの聞き取り 時間・場所・加害者・内容等
保護者を含め第3者からの通報であっても、可能な限り
必ず本人から事実確認をすること
- ② 対応を検討 ・ ・ ・ 内容に応じ、関係機関との連携も視野に入れ対応を図る
加害者へ事実確認、被害生徒への謝罪、保護者連絡
とくに重大事案は教育委員会や警察等と連携、対応を図る
- ③ 事後対応 ・ ・ ・ 被害生徒の学校生活や学習へのサポート、心のケア、
加害生徒への継続的な指導や助言
生徒への対応（仲間づくりや人権教育、道徳教育の推進）
学校の取り組みの検証やいじめ防止基本方針の見直し
から、いじめの未然防止への取り組みを進める